



生命保険協会 SR報告書2025

生命保険協会の社会的責任活動について





一般社団法人 生命保険協会
会長 永島 英器

ご挨拶

近年、生命保険業界を取り巻く環境は大きく変化しています。

昨今、多くの国や地域で社会の分断や格差の拡大が進み、米国においては政権交代に伴い様々な施策が打ち出されるなど、不確実性の高い状況が続いています。一方、日本経済においては、2024年は、17年ぶりの日本銀行による政策金利の引き上げに伴う「金利のある世界」への回帰や、33年ぶりの5%を上回る賃上げの実現など、デフレから脱却し「成長と分配の好循環」を実現する道筋が見え始めた一年でもありました。

このような時代の転換点を生きる我々は、「いま」だけを考えるのではなく、将来を担う「未来世代」も含めた長い時間軸で物事を考える必要があります。お客様の人生に寄り添い、長期的な視点で社会課題解決に取組むことができる当業界だからこそ、持続可能な社会づくりにむけた役割を果たすことができると考えています。

相互扶助の精神のもとでお客さまの人生に寄り添い、これまでと変わらず確かな安心をお届けすることが当業界の社会的責任（Social Responsibility : SR）です。

「SR報告書」は、こうした生命保険協会の様々な事業活動を社会的責任の観点から整理し、より多くの方にお知らせするため毎年発刊しています。本報告書が当協会ひいては当業界に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。



CONTENTS

ご挨拶.....	P2	暮らしと社会を支える生命保険.....	P6
Top Message	P4	生命保険協会の概要.....	P7

1 お客さま本位の行動

行動規範、行動指針、自主ガイドライン.....	P8
消費者行政・団体、マスコミとの意見交換....	P9
生命保険相談所の3つの役割	P10
裁判審査会の特長.....	P11
相談・苦情の分析および公表.....	P11
生命保険契約照会制度.....	P12
外部（消費者）の声を経営に活かす仕組み....	P13
Value Upアンケート	P14

お客さま本位推進会議.....	P14
生命保険乗合代理店の業務品質向上.....	P15
社会のニーズに寄り添う業界であり続ける ために.....	P16
税制改正に関する要望.....	P16
マイナンバー制度の利活用による サービス向上の促進.....	P17

2 コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動

外貨建保険に関する自主ガイドラインの 改正をふまえた取組み.....	P18
「営業職員チャネルのコンプライアンス・ リスク管理態勢の更なる高度化にかかる 着眼点」のフォローアップ	P18

ディスクロージャーの充実.....	P19
生命保険業界全体の動向に関する情報提供...	P19
生命保険募集人の知識・能力の 維持向上にむけて.....	P20
社会的規範を守るために.....	P21

3 社会的責任に基づく行動

生命保険業界とSDGs	P22
SDGsリーフレット	P23
地球環境等の課題解決に資する ハンドブック.....	P23
株式市場の活性化と持続可能な社会の 実現にむけた機関投資家の役割発揮.....	P24
協働エンゲージメントの実施.....	P24
企業価値向上にむけた提言活動.....	P25
保険業界のグローバル化への対応.....	P25
ライフステージに応じた保険教育.....	P26
生命保険実学連続講座（大学生むけ）	P27

社会貢献活動.....	P28
子育てと仕事の両立支援に対する助成活動...	P28
介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度...	P29
生命保険協会留学生給付型奨学金事業.....	P29
地方CR活動	P30
災害など発生時のお客さまに寄り添った 対応.....	P32
心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）...	P32
生命保険相談所一覧.....	P33
地域社会に根差した活動.....	P34

「SR報告書2025」の対象期間

本報告書は、特に記載がない限り、
2024年4月から2025年3月までの
活動を対象としています。

生命保険協会 3つの行動原則



本報告書は、会員各社の事業運営およびその役職員の業務遂行において
原則・規準とすべき、上記3つの行動原則に則った章立てとしています。

一人ひとりの豊かな人生に寄り添い、 持続可能な社会を未来へ

一般社団法人 生命保険協会 会長 永島 英器

1

顧客本位の業務運営の推進

当業界が、確かな安心をお届けするという社会的使命を果たすうえでは、お客さまの最善の利益を追求する「顧客本位の業務運営」が最も重要です。2024年度も引き続き、経営トップ主導による取組みの高度化を推進してまいりました。

今年度は、損害保険業界における事案に端を発し、金融審議会傘下のワーキンググループが開催され、顧客本位の業務運営の徹底や健全な競争環境の実現にむけて、保険代理店などに対する態勢整備義務の強化などに係る保険業法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。当協会としては、一連の議論をふまえ、会員各社における実態把握を目的に、保険代理店に対する便宜供与や出向に関するアンケートを実施しました。併せて、当業界における出向者による情報漏えいについても調査を実施し、会員各社に対し再発防止の徹底と個人情報の厳正な取扱いに係る徹底を要請しました。

「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」については、会員各社の取組状況や高度化にむけた対応をフォローアップし、更なる態勢強化にむけ、会員各社の参考に資する取組みを追記する形で「着眼点」を更新しました。加えて、外貨建一時払保険における販売・管理等態勢について、2024年4月に改正した各種自主ガイドラインをふまえた取組みの浸透・定着を目的に、アンケートを通じて取組状況をフォローアップし、自主ガイドライン改正に沿った取組みが行われていることを確

認しました。

「着眼点」・外貨建一時払保険それぞれをテーマに、会員各社の代表者による意見交換会を開催し、創意工夫ある取組みを共有のうえ、「顧客本位の業務運営」の推進にむけて、自ら強いリーダーシップを発揮するという各代表者の決意を確認しました。

2

国民一人ひとりの 豊かな人生の実現にむけた取組み

長い人生を豊かなものにするためには、ライフプランを描き、健康増進や資産形成、リスクへの備えについて学び、行動に移していくことが大切です。これまで、当協会では、「自助」の大切さと「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせることの必要性を国民の皆さんに理解いただくため、保険教育に関する教材や動画コンテンツの作成に取組んできました。

2024年度は、保険教育に関する既存の教材・コンテンツの認知度向上にむけ、現状分析や第三者評価を実施し、中長期的に取組むべき事項を洗い出しました。特に、「金融・保険に関する学習情報サイト」について、中期的なPDCAの対応方針を策定し、リニューアルを行いました。今後は、利用者にとってより利便性が高く、関心の集まるサイトを目指して運営してまいります。

また、当業界における公的個人認証サービスの利活用をさらに広げ、お客さまの利便性向上を図るべく、プラットフォーム事業者と協働し、会員各社の導入負荷を軽減するなどの仕組みを構築しました。

さらに、令和8年の所得税において、わが国の未来

を担う子育て世代を対象とした生命保険料控除の拡充が決定しました。今回の制度改組は、子育て世帯の自助の促進を後押しすることにもつながるものであり、大いに歓迎すべきものと考えています。今回の拡充を契機に、国民の自助努力による生活保障準備がより一層進むことを期待しています。



持続可能な社会の実現にむけた取組み

気候変動をはじめとした様々な社会課題が顕在化する中、「いま」を生きる私たちには、生活基盤となる社会や環境を維持するとともに、将来を担う「未来世代」に持続可能な社会をつなぐ使命があります。生命保険会社には、約400兆円の総資産を保有する責任ある機関投資家と生命保険事業を行う事業会社としての両面から、さらなる役割発揮が求められていると認識しています。

当協会としては、最新の動向をふまえ、地球環境な

どの課題を体系的に整理した「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」を更新し、勉強会の開催などを通じた会員各社に対する情報提供を継続するとともに、お客さまに当業界のSDGs推進に係る取組みへの理解を深めていただけるよう、リーフレットを作成し、周知を開始しました。

加えて、国際金融センターや資産運用立国の実現にむけた取組みの一環として開催されたJapan Weeks期間中のシンポジウムにおいて、「資産運用立国の実現に向けた生命保険会社の役割」をテーマに、当業界における取組みについて情報発信を行いました。

これら3点の取組みの軸に加え、当業界がお客さまからの信頼を維持し、健全に発展していくための基盤整備にも取組み、積極的に意見発信するとともに、当協会の国際活動に関する国内外への情報発信を強化しました。当協会は、これからも未来世代へ希望溢れる社会をつなぐため、弛まぬ努力を続けてまいります。

① 顧客本位の業務運営の推進

- » 外貨建保険に関する自主ガイドラインの改正をふまえた取組み P.18
- » 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」のフォローアップ P.18

② 国民一人ひとりの豊かな人生の実現にむけた取組み

- » 税制改正に関する要望 P.16
- » マイナンバー制度の利活用によるサービス向上の促進 P.17
- » ライフステージに応じた保険教育 P.26

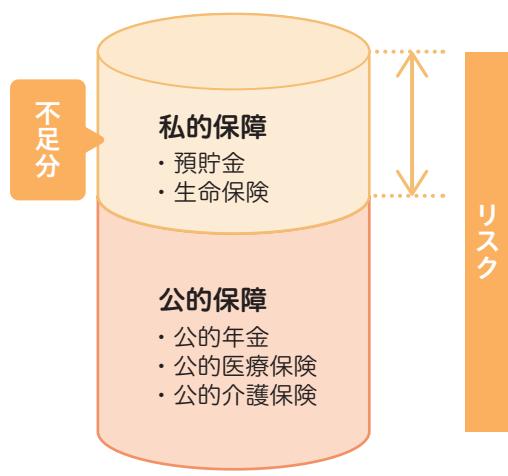
③ 持続可能な社会の実現にむけた取組み

- » SDGsリーフレット P.23
- » 地球環境等の課題解決に資するハンドブック P.23
- » 株式市場の活性化と持続可能な社会の実現にむけた機関投資家の役割発揮 P.24
- » 「Japan Weeks『資産運用立国とGXの実現』シンポジウム」への登壇 P.25
- » 保険業界のグローバル化への対応 P.25

暮らしと社会を支える生命保険

私的保障の必要性

「人生100年時代」とも呼ばれる長寿化や、価値観・ライフスタイルの多様化が進む中、安心して自分らしい人生を歩むためには、公的保障（公的年金など）と自助努力による私的保障（生命保険など）を適切に組み合わせて様々なリスクに備えることが、より大切になってきています。



「相互扶助」の仕組みによる 様々な生活保障の提供

生命保険は、大勢の人が公平に保険料を負担し合い、いざというときに保険金などを受け取れる「相互扶助（＝助け合い）」の仕組みです。生命保険会社は、死亡・高度障害保険金をはじめ、入院・手術に対する給付金や年金などのお支払いを通じ、みなさまに安心をお届けしています。2023年度は1年間で延べ約6,956万件、約18.7兆円にのぼる保険金・給付金・年金をお支払いしました。

年間 約18.7兆円

(1日あたり約514億円)



資産運用を通じた社会・経済活動の支援

みなさまの保険料負担を軽減しつつ、保険金などを確実にお支払いするため、生命保険会社では、保険料としてお預かりした資産を、安全性・流動性・収益性・公共性に配慮し運用しています（総資産は約428兆円：2023年度末）。

生命保険は契約期間が長期にわたることから、生命保険会社では長期の資産運用を行うことが一般的であり、社会・経済の安定的な発展・成長を支えています。

また、環境・社会・ガバナンスの要素も考慮した資産運用に努めることで、社会課題の解決ひいては持続可能な社会の実現に貢献しています。



生命保険協会の概要

目的

わが国における生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

事業

1. 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業
2. 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業
3. 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業
4. 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業
5. 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業
6. 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業
7. 社会的責任を遂行するための事業
8. その他本協会の目的を達成するため必要と認めた事業

沿革

1898年	生命保険会社談話会を設立
1905年	生命保険会社協会に発展的に改組
1908年	生命保険会社協会、社団法人として認可を得て発足
1942年	生命保険統制会を設立し、生命保険会社協会を生命保険集会所と改称、業務の大部分を生命保険統制会に移管
1945年	生命保険統制会を解散、生命保険中央会を設立して管掌事務を移管。生命保険集会所の名称を生命保険協会と改めて再発足し、生命保険中央会からの事務を継承
2014年	一般社団法人へ移行

組織図



会員会社一覧（全41社） 2025年6月現在

- | | | |
|----------------------|----------------------|------------------------|
| ◆ アクサ生命保険株式会社 | ◆ SOMPOひまわり生命保険株式会社 | ◆ 富国生命保険相互会社 |
| ◆ 朝日生命保険相互会社 | ◆ 第一生命保険株式会社 | ◆ フコクしんらい生命保険株式会社 |
| ◆ アフラック生命保険株式会社 | ◆ 第一フロンティア生命保険株式会社 | ◆ プルデンシャル生命保険株式会社 |
| ◆ イオン・アリアンツ生命保険株式会社 | ◆ 大樹生命保険株式会社 | ◆ プルデンシャル・ジブラルタ |
| ◆ SBI生命保険株式会社 | ◆ 大同生命保険株式会社 | ◆ ファイナンシャル生命保険株式会社 |
| ◆ エヌエヌ生命保険株式会社 | ◆ 太陽生命保険株式会社 | ◆ マニュライフ生命保険株式会社 |
| ◆ FWD生命保険株式会社 | ◆ チューリッヒ生命保険株式会社 | ◆ 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 |
| ◆ オリックス生命保険株式会社 | ◆ T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 | ◆ 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 |
| ◆ カーディフ生命保険株式会社 | ◆ 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 | ◆ みどり生命保険株式会社 |
| ◆ 株式会社かんぽ生命保険 | ◆ なないろ生命保険株式会社 | ◆ 明治安田生命保険相互会社 |
| ◆ クレディ・アグリコル生命保険株式会社 | ◆ ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 | ◆ メットライフ生命保険株式会社 |
| ◆ ジブラルタ生命保険株式会社 | ◆ 日本生命保険相互会社 | ◆ メディケア生命保険株式会社 |
| ◆ 住友生命保険相互会社 | ◆ ネオファースト生命保険株式会社 | ◆ ライフネット生命保険株式会社 |
| ◆ ソニー生命保険株式会社 | ◆ はなさく生命保険株式会社 | ◆ 楽天生命保険株式会社 |

(五十音順)



お客さま本位の行動

行動規範、行動指針、自主ガイドライン

生命保険事業が社会から信頼されるよう、生命保険会社やその役職員が遵守すべき「行動規範」を定めています。また、事業の適切・健全な運営のために参考とすべき実務上の取扱いや留意点などをおさめた「行動指針」や「自主ガイドライン」などを策定しています。

行動規範

◆3つの行動原則

会員各社の事業経営およびその役職員の業務遂行における原則・規準

- お客さま本位の行動
- コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
- 社会的責任に基づく行動

◆12の基本的行動

行動原則に則って、以下の12項目を定め、それぞれ具体的な内容をまとめたもの

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進
2. お客さまや社会との相互理解の促進
3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底
4. 公正な事業活動の遂行
5. 反社会的勢力との関係遮断
6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用
7. 環境問題への取組みの推進
8. 社会貢献活動の推進
9. 人権の尊重
10. 働き方の改革と職場環境の充実
11. リスク管理の徹底
12. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

行動指針

- 環境問題における行動指針
- 反社会的勢力への対応指針
- 個人情報保護のための取扱指針
- 個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針
- 女性の活躍推進に関する行動指針

営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点

営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理態勢に関する会員各社の取組みの高度化を後押しするもの（⇒18ページ）



自主ガイドライン

// 適正な募集 //

- ・契約概要作成ガイドライン
- ・注意喚起情報作成ガイドライン
- ・契約締結前交付書面作成ガイドライン
- ・市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン
- ・正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン
- ・未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受けに関するガイドライン
- ・保険募集人の体制整備に関するガイドライン
- ・募集関連行為に関するガイドライン
- ・金融機関代理店における重要情報シート作成ガイドライン

// 募集資料などの適正な表示 //

- ・生命保険商品に関する適正表示ガイドライン
- ・生命保険商品の募集用の資料等の審査等の体制に関するガイドライン

// 適切な保険金支払い //

- ・保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン
- ・保険金等の請求案内事務に関するガイドライン
- ・診断書様式作成にあたってのガイドライン

// 高齢者対応 //

- ・高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン

// 資産運用 //

- ・生命保険会社の資産運用におけるESG投融資ガイドライン

消费者行政・団体、マスコミとの意見交換

消費者行政・団体、マスコミ関係者との意見交換会を毎年全国各地で実施しています（2024年度：計125回）。直近の業界取組について情報提供するとともに、ご出席者から業界に対する意見・要望などを収集する機会としています。いただいた「意見・要望・質問」は集約・分析したうえで、会員各社の経営層などに共有し、お客様さま本位の業務運営にむけた取組みの高度化を後押ししています。



消費者団体の声

生命保険は人生の伴走者！

公益社団法人全国消費生活相談員協会
専務理事 坪田 郁子さん

消費者が様々な「もしも」の中から、備えるべき「もしも」を想定し、必要かつ適切な「備え」を判断したり、金融市場の動きをふまえ投資性の高い特定保険を選ぶことは容易ではありません。また、家族形態や働き方の変化、健康寿命への意識、高度専門的医療による治療への対応など、ウェルビーイングを目指した新たな商品が登場しています。

消費者がこれらのメリットを享受するためには、消費者自身が生活設計について考えることはもとより、保険商品に関するわかりやすい説明や記述が不可欠です。「生き方」をともに考え伴走してくれる、「頼りになる保険会社」の業界団体として、顧客目線での透明性・信頼性の確保と、消費者に寄り添った一層の取組みを期待します。





生命保険相談所の3つの役割

当協会は、1961年に相談窓口として生命保険相談所^(※)を設置し、2010年には金融庁から保険業法に基づく紛争解決機関に指定されました。

当相談所では、専門知識を持った相談員が、中立・公正な立場でお客さまからの生命保険に関する相談・苦情を受け付けています。

また、苦情解決支援の手続きを開始してから一定期間を経過しても、お客さまと生命保険会社との間のトラブルが解決しない場合、お客さまは当相談所内に設置された裁定審査会に申立てを行うことができます。

※全国50か所（全都道府県に所在）に連絡所を設置しています。

一般相談対応

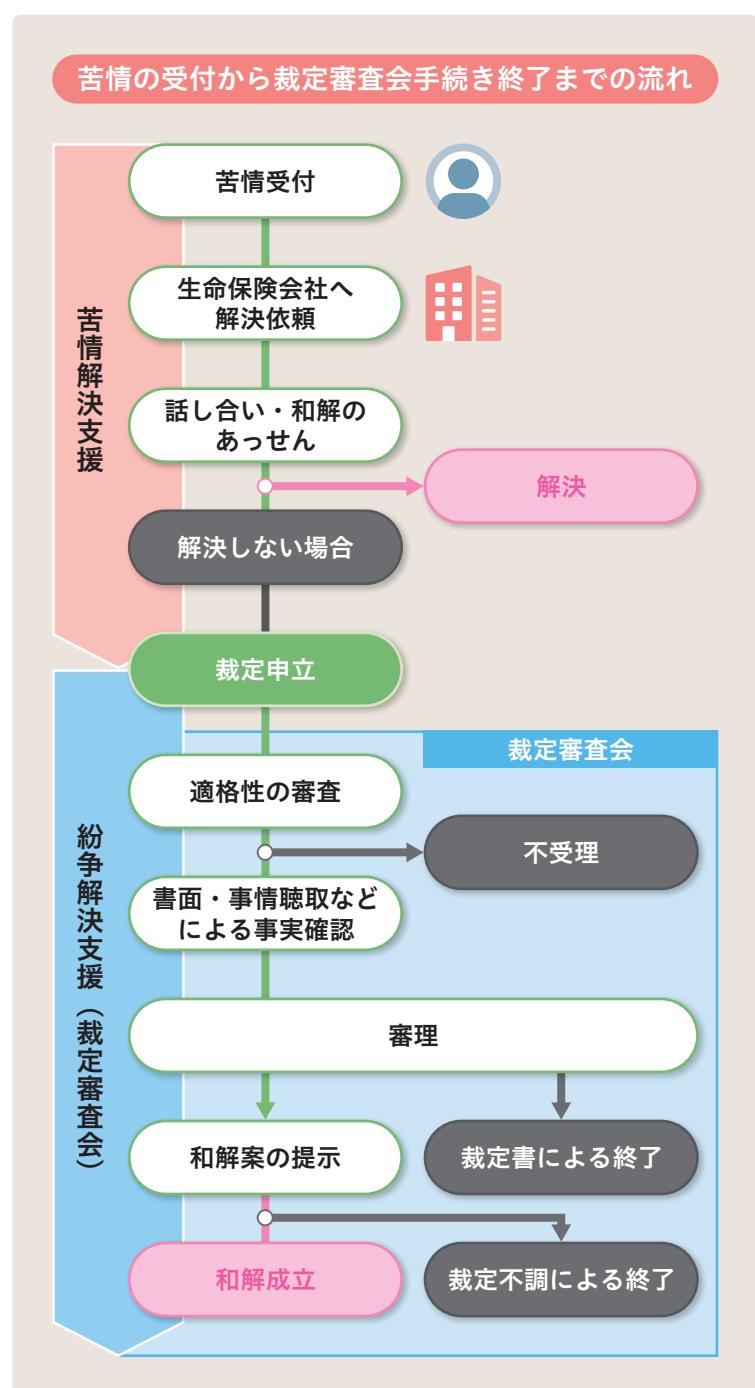
お客さまから生命保険に関する一般的な相談やお問合せが寄せられた際に、説明、情報提供、アドバイスなどを行います。

苦情解決支援

生命保険会社の対応に不満がある場合に、お客さまの疑問やお悩みを整理し、解決にむけたアドバイスを行います。当事者間で解決できない場合は、生命保険会社に対し、当相談所から解決依頼や和解のあっせんなどを行い、早期解決に努めます。

紛争解決支援（裁定審査会）

お客さまと生命保険会社との間のトラブルについて、裁判ではなく、中立な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る裁判外紛争解決手続（ADR）です。





裁定審査会の特長

中立・公正

弁護士、消費生活相談員、生命保険相談室の職員の3者で構成され、いずれの委員も個別の生命保険会社と特別な利害関係を有しない中立・公正な第三者です。

専門性

2001年4月に発足して以降、2025年3月までに4,936件の申立てを受け付けた実績があり、生命保険の特殊性・実務を十分に考慮して判断しています。

裁定型

和解（互譲）ありきではなく、当事者双方から提出された書類や事情聴取の内容などをふまえて審理を行い、事実関係を認定の上、和解すべき客観的理由の有無を判断し結論付ける裁定型の手続きをとっています。

簡易迅速・非公開

裁判より簡易迅速な手続きが可能であり、裁定手続きは非公開となっています。

無料

手続きは無料で利用いただけます（ただし、通信費、事情聴取の際の交通費、その他の手続き費用は申立て人の負担となります）。

利便性

裁定審査会委員によるヒアリング（事情聴取）を、全国50か所の連絡所でオンラインにより行うことで、遠方まで出向く負担を軽減しています。

苦情の再発・未然防止

会員各社に対して、苦情事例や裁定結果の概要をフィードバックし、再発・未然防止を図っています。

相談所業務や裁定審査会の公正性担保のために

生命保険相談所の業務や裁定審査会の運営が公正・円滑に行われることを担保するため、「裁定諮問委員会」を設けています。同委員会は、外部有識者の学者、弁護士、医師および消費者団体の代表者で構成されており、生命保険相談所長（生命保険協会会長）からの諮問・相談に応じるとともに、必要に応じて勧告・提言を行っています。

同委員会で出された意見などは、当協会より会員各社にも共有し、当協会や会員各社の業務改善の参考としています。

相談・苦情の分析および公表

生命保険相談所は受け付けた相談・苦情などの状況を分析し、その結果を会員各社の経営層などに共有するとともに、広く一般に公表することで、相談・苦情の再発や未然防止などにつなげています。

●相談所リポート

相談所で受け付けた相談・苦情の状況（主な相談・苦情の件数や内容など）の分析結果や主な申出事例などを取りまとめて、年1回公表しています。

苦情の状況だけでなく、利用した方の率直な声（感想・意見・要望など）に対する対応・改善状況など、業務運営の改善にむけた取組みなども掲載しています。

また、会員各社だけではなく、官公庁、関係団体、全国の消費生活センターなどにも提供し相談所の活動状況を積極的にお知らせしています。

●ボイス・リポート

相談所で受け付けた苦情について迅速に情報提供するため、苦情の件数や内容などの分析結果や主な苦情事例などを取りまとめて、四半期に1回公表しています。

●裁定概要集

裁定審査会への申立て件数や申立て内容、裁定手続きが終了した事案の概要を内容別に取りまとめ、四半期に1回公表しています。

また、当協会や会員各社のホームページで苦情や保険金などのお支払いに関する情報の開示を行うことで、透明性の確保に努めています。

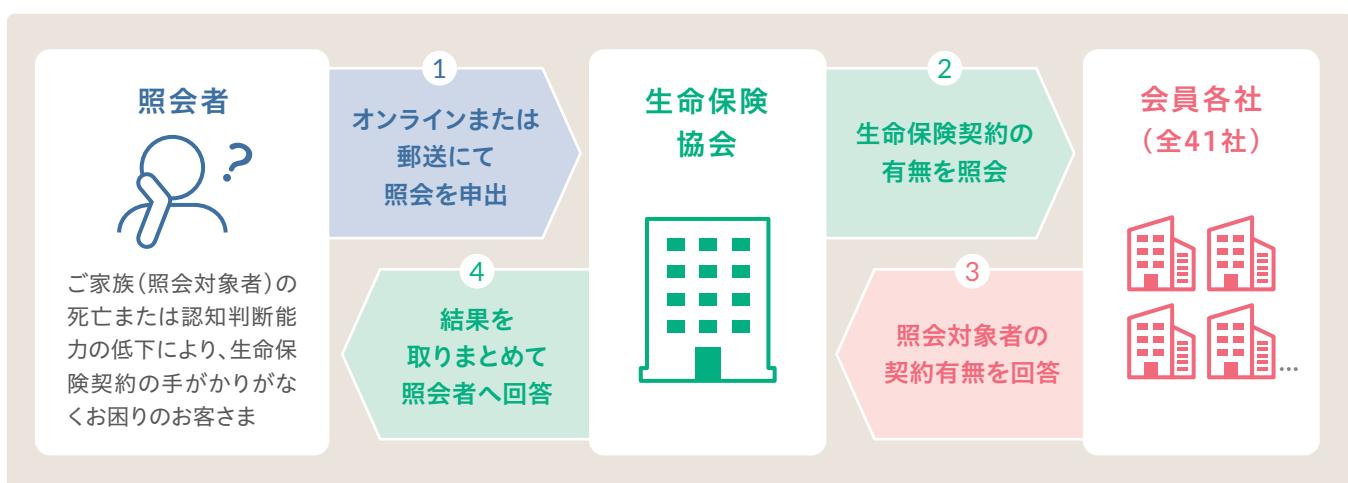


生命保険契約照会制度

【平時】

高齢者人口の増加に伴い、独居のまま亡くなったり、認知症を患う方が増加するなどにより、加入されている保険契約が直ちに把握できず、保険金などを速やかにお受け取りいただけないケースの増加が想定されます。

当協会では会員各社と連携し、契約者・被保険者が亡くなった場合、または認知判断能力が低下している場合において、法定相続人などからの生命保険契約の有無のご照会に応じています。本制度をご利用いただくことで、一度の手続きにより、国内すべての生命保険会社とのご契約の有無をご確認いただけます。



【災害時】

東日本大震災以降、災害救助法が適用された地域での被災などにより生命保険契約に関する手がかりを失い、保険金などの請求が困難となった方からの生命保険契約の有無のご照会に応じています。



電話での受付
(災害時のフリーダイヤル)

0120-001-731

※ 受付時間 ▶ 月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:00

※ 利用料のご負担はございません。



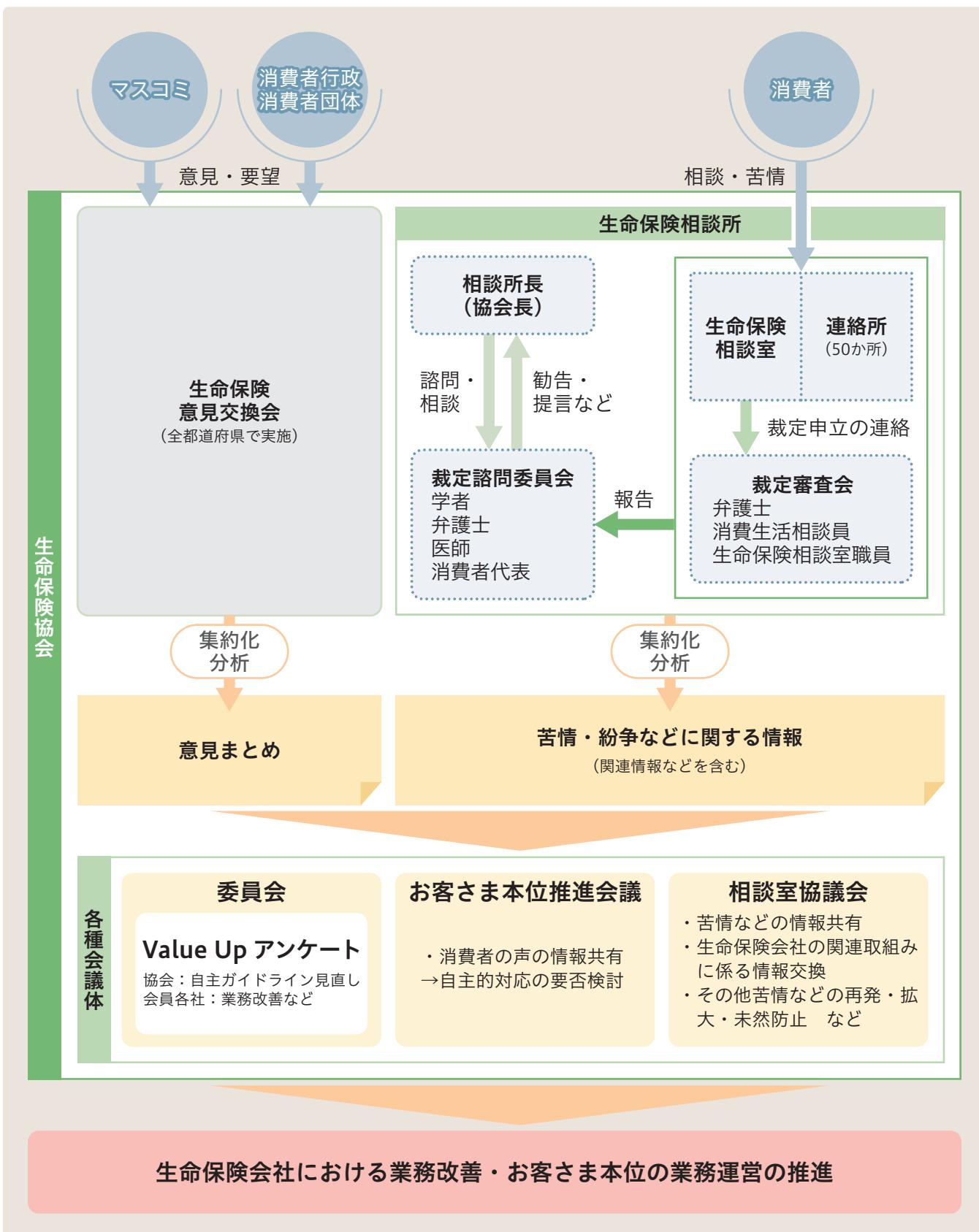
生命保険契約照会制度のご案内
はこちら



<https://www.seijo.or.jp/contact/inquiry/>

外部（消費者）の声を経営に活かす仕組み

外部の声を集約化・分析し、会員各社に共有するなどして、その経営改善などに活かしています。





Value Upアンケート

PDCAによる経営品質の向上

自主ガイドラインを踏まえた会員各社の取組みを確認する、「Value Upアンケート」を年1回実施しています。アンケートの結果を会員各社へ共有することにより、会員各社の取組みの高度化を後押ししています。また、取組事例の一部は当協会ホームページで公表しています。

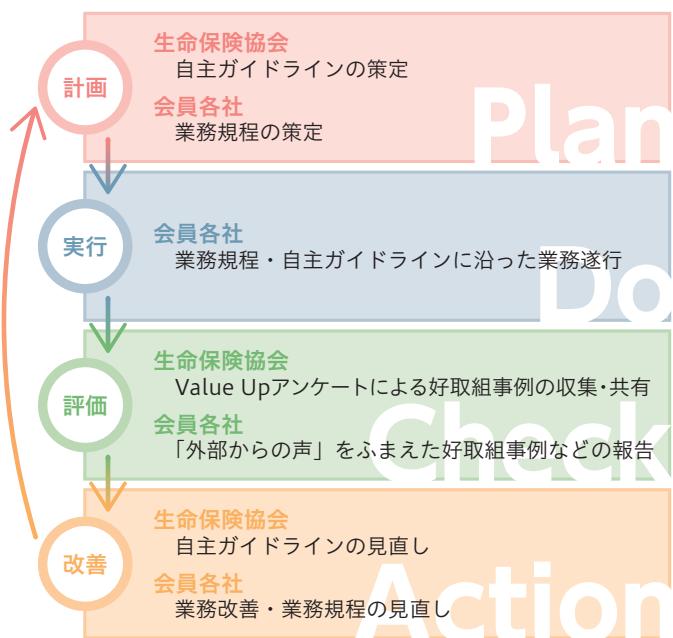


自主ガイドラインを踏まえた
会員各社の取組み

はこちら



<https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/activity/>



会員各社の取組事例（2025年6月）



業界外部からの声

- 各代理請求制度は良い制度であると思うので、契約者への周知に努め、利用を促してほしい。
- 高齢者契約について、家族の同意を求めることでトラブルは少なくなると思う。



指定代理請求制度等、家族同席

- 70歳以上のお客さまに対する募集をさらに丁寧に行う観点から高齢者募集ルールを以下の通り改定しました。
- 保険契約者代理特約、指定代理請求特約等の付加を必須とした。
 - 保険契約者代理人（原則、子・孫）の同席を必須とした。

お客さま本位推進会議

会員各社における「お客さま本位の業務運営」を高度化するために設置している会議であり、会員各社および当協会の経営層で構成されています。会議は年に複数回開催され、会員各社の取組事例の共有や質疑応答に加え、テーマに即した外部有識者にも参加いただくなど、活発な議論が行われています。2024年度は会員各社における「金融機関代理店チャネルにおける外貨建一時払保険への対応」および「コンプライアンス・リスク管理態勢」をテーマに実施しました。

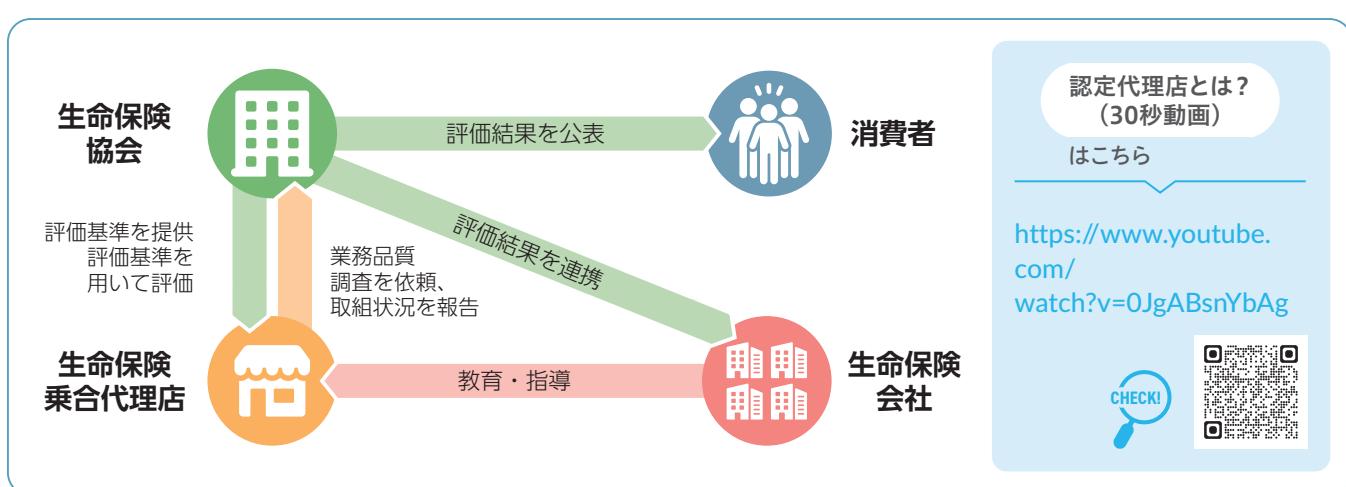
生命保険乗合代理店の業務品質向上

生命保険の加入経路の多様化が進む中、保険ショッピングなどの生命保険乗合代理店経由での加入が増加しています。こうした中、乗合代理店における顧客本位の業務運営が推進されるよう、当協会は2022年4月から「業務品質評価運営」を開始しました。

「業務品質評価運営」は、消費者にとって理想的な代理店に求められる取組みをまとめた評価基準に基

づき、評価を希望する代理店の調査を行い、代理店の業務品質向上をサポートする、消費者のための取組みです。2025年3月時点で計110社を当協会の認定代理店として公表しています。

当協会の定めた評価基準は、代理店による自己チェックと改善にも役立てられています。



認定（評価）取得後も毎年、認定継続の可否を判断するため、「基本項目および応用項目達成状況の継続・変化」などを確認する「更新調査」を行っています。

認定の有効期間が切れる3年後には、改めて初回と同様の定期調査を実施しています。



認定代理店からの声

～更なる顧客本位の業務運営にむけて～

「業務品質調査」を通して、何をどのレベルまで整備しなければならないかの基準や、自社だけでは気づくことができなかつた自社内の課題が明確になり、規程やマニュアルの整備など、態勢整備する大きな機会となりました。

また、受審することで、担当者だけではなく、全社員が一致団結して取組み、社内がまとまるきっかけとなりました。

業務品質調査に取組む中で得られた気づきや、態勢整備を、今後も継続的に実施しながら、よりよい仕組みや、会社づくりを通して、お客さまに望まれる代理店になるために、より一層「顧客本位の業務運営」に取組んでいきたいと思います。



社会のニーズに寄り添う業界であり続けるために

税制改正に関する要望

子育て世帯に寄り添う生命保険料控除制度の拡充について

近年、少子高齢化や働き方・ライフスタイルの多様化が進むなど、社会環境が大きく変化しています。その中で、経済的に自立した自分らしい生活を送るためには、自ら必要な備えを準備する「自助努力」が求められています。特に、公的保障だけではカバーしきれないリスクに備えるため、生命保険の役割がますます重要になっています。

こうした背景をふまえ、当協会は、政府が掲げる「こどもまんなか社会」の実現にむけ、子育て世帯に寄り添う生命保険料控除制度の拡充などを要望しました。要望の結果、2026年分の所得税において、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除（遺族保障）の適用限度額を、現行の4万円に対し、1年間の時限措置として2万円を上乗せして6万円とする法改正が15年ぶりに実現しました。この制度の拡充は、子育て世帯の自助努力を支援し、経済的な負担の軽減に寄与することが期待されています。

【現行制度】	2012年1月以降の契約	【新制度】	2012年1月以降の契約 ※2026年分の所得税に適用（1年間の時限措置）
[所得控除限度額] 所得税：12万円・地方税：7万円		扶養するこどもがいる※ 所得税：12万円・地方税：7万円	扶養するこどもがいない 所得税：12万円・地方税：7万円
一般生命保険料控除 所得税：4万円・地方税：2.8万円	+ 所得税：4万円・地方税：2.8万円	所得税：6万円・地方税：2.8万円	所得税：4万円・地方税：2.8万円
介護医療保険料控除 所得税：4万円・地方税：2.8万円	+ 所得税：4万円・地方税：2.8万円	所得税：4万円・地方税：2.8万円	所得税：4万円・地方税：2.8万円
個人年金保険料控除 所得税：4万円・地方税：2.8万円	+ 所得税：4万円・地方税：2.8万円	所得税：4万円・地方税：2.8万円	所得税：4万円・地方税：2.8万円



令和7年度税制改正に関する要望 はこちら



<https://www.seiho.or.jp/info/category/news/opinion-tax/pdf/2024.pdf>

TOPICS!

子育て世帯における生命保険料控除の重要性

子育て世代が必要と考える死亡保障の金額と、実際に準備している金額には約1,000万円の差があります。この保障の不足は、万が一の際に遺族が生活に困窮したり、子どもの教育機会を確保できなくなったりするリスクにつながる可能性があります。多様な生活保障ニーズへの備えを支援するべく、当協会は生命保険料控除制度の拡充を求めてきました。十分な保障を備えておくことで将来に対する不安を軽減できるよう、安心して子育てできる社会の実現に引き続き貢献していきます。

■子育て世代が「必要と考える保険金額」と「実際の加入金額」の差

必要と考える死亡保険金額(大学生以下の子の扶養あり) 2,289万円

▲1,000万円程度
(4割の不足)

実際の加入金額 1,348万円

▲保障の不足

(出典) 生命保険文化センター「2022年度 生活保障に関する調査」をもとに当協会作成

マイナンバー制度の利活用によるサービス向上の促進

会員各社では、マイナンバー制度の利活用により、各種手続きの効率化などによるサービス向上を進めています。こうした中、当協会では一層のお客さまの利便性向上にむけて、関連省庁やプラットフォーム事業者（公的個人認証サービスの提供にあたり、国の認定を受けた企業）と連携し、勉強会を実施す

るなど、会員各社の取組みを後押ししてきました。さらに、2024年度には、会員各社の公的個人認証サービスの導入負荷軽減を図るべく、システムの共通仕様を設定し、一括開発などを行うスキームを整備しました。



会員各社によるマイナンバー制度の利活用事例

●本人確認手続きの簡素化

オンラインでの契約時や各種手続きにおいて、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用し、本人確認書類のアップロードを不要とするなど、お客様の利便性向上を図っています。

●死亡保険金のプッシュ型請求案内

事前にマイナンバーカード情報を登録した契約者が亡くなった場合、保険会社がその情報をもとに、遺族に対して保険金請求の案内を行うことが可能となっています。



コンプライアンスと 高い企業倫理に基づく行動

外貨建保険に関する自主ガイドラインの改正をふまえた取組み

外貨建保険は、中長期にわたって加入することによって、リターンを期待できる商品である一方、為替や金利の変動により円換算した場合の資産が減少する可能性があります。

「顧客の最善の利益」を追求する観点からは、こうした商品特性をふまえた販売を行うことが重要です。

2024年度は、4月に自主ガイドラインを改正して販売代理店・生命保険会社が対応すべき事項を追加した上で、外貨建保険を販売している会員各社における創意工夫ある取組みを共有しました（一例は下記ご参照）。

- 金融機関本部・支店に対して、研修等による指導を実施。指導にあたっての工夫としては、具体事例やヒアリングポイント、活用する帳票イメージを示しながら、商品起点でなくお客さま起点の提案を実践できるような研修内容としている。
- 代理店の保険募集人が定期的にお客さまへのフォローアップを適切に行えるよう、契約内容の概要（死亡保険金額、日次の解約返戻金額等）を代理店で出力し確認できる仕組みを提供している。

また、12月には、役員級による意見交換会において、顧客ニーズをふまえた保険商品の開発を行うなどの態勢整備や、顧客本位の業務運営の更なる高度化にむけた対応などについて会員各社の取組事例を共有するとともに、2025年2月には代表者級の意見交換会を開催するなど、経営トップがリーダーシップをとって最優先で取組むべき課題であるという認識を改めて共有しました。

加えて、顧客本位の業務運営の実現にむけ、販売代理店と生命保険会社の双方で実効的な取組みを進めることが重要であるという認識のもと、関係団体とも意見交換を行うなど、販売・管理態勢の両面での高度化も進めています。

「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」のフォローアップ

当協会は、2023年2月に「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を定め、営業職員のコンプライアンス・リスク管理態勢の原理・原則や取組例などを取りまとめ、会員各社の取組みを支援しています。

2024年度は、営業職員チャネルを有する会員各社の取組状況や高度化にむけた対応を確認するためフォローアップアンケートを実施し、その結果をふまえ、お客さま本位推進会議（⇒14ページ）において意見交換を行いました。

その中で、「管理者の役割の明確化」、「自社で取

り扱わない金融・投資商品などの紹介／勧誘行為を手数料の有無にかかわらず禁止する」などの新たな取組みが確認されたことをふまえ、2025年4月に「着眼点」の更新を行いました。

また、営業職員チャネルを有する会員各社の代表者が一堂に会する意見交換会を開催し、経営トップが力強いリーダーシップを発揮し、「着眼点」の内容を参考としつつ、自社のリスクをふまえた態勢強化に継続的に取組んでいく必要があることを改めて確認しています。



ディスクロージャーの充実

生命保険会社のディスクロージャー（企業の経営内容の公開）は、法令によって開示項目が定められています。当協会では、お客さまや投資家からの信頼性を確保するために、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定め、これを毎年見直すことで、情報開示の充実を図っています。また、当協会ホームページでは、会員各社のディスクロージャー誌、決算発表資料などを紹介し、お客さまや投資家の利便性の向上に努めています。

生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻

生命保険会社のディスクロージャー誌の読み解き方をわかりやすく解説した冊子を提供しています。生命保険会社の経営内容を理解する際に避けられない専門用語や、一般企業との会計上の違いなどについて解説するほか、健全性規制や関係法令の改正など、昨今の当業界を取り巻く情勢の変化をふまえ、隨時改訂を行っています。

生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻
 はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/publication/tora/>

TOPICS!

生命保険会社のリスク管理の高度化について

保障の提供（保険金などのお支払い）と資産運用（お預かりした保険料の運用）を行う生命保険会社にとって、多様なリスクを引き受けつつ、それらを適切に管理していくことは事業の本質であり、また契約者への安心の提供と会社の安定的な運営のためにとても重要です。グローバル化をはじめとした環境変化の中で、生命保険会社が管理すべきリスクは複雑化しており、ALM (Asset Liability Management：資産と負債全体の状況を把握し、リスクを統合的に管理する枠組み) やERM (Enterprise Risk Management：会社全体のリスクを統合的に管理する枠組み) といった、組織的・統合的なリスク管理の考え方がありますます重要となってきています。こうしたリスク管理の高度化を後押しする枠組みとして、2025年度決算より、経済価値ベースのソルベンシー規制など（市場整合的に再評価した資産と負債を出発点に算出される、リスクに対する支払能力の充実度合を示す健全性指標や、それに留まらない保険会社の内部管理のあり方もふまえた多面的な健全性政策）が導入されることになっています。

生命保険業界全体の動向に関する情報提供

当業界および生命保険会社の理解の一助として、業界全体の動向について定期的に情報提供を行っています。全生命保険会社の主要業績を1か月、四半期、年度ごとにまとめた「生命保険事業概況」や、当業界の契約動向などを簡潔にまとめた「生命保険の動向」を提供しています。



生命保険募集人の知識・能力の維持向上にむけて

業界共通教育課程

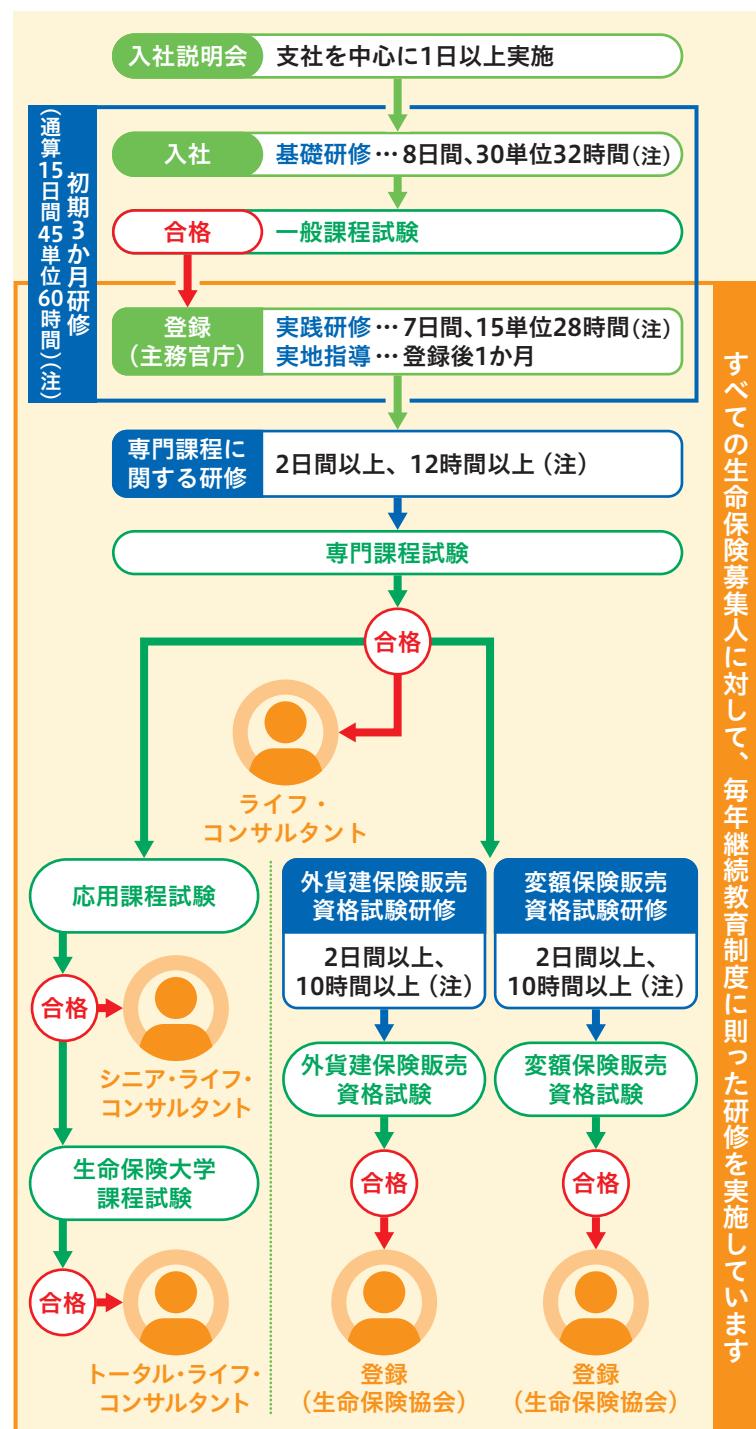
生命保険の販売に必要となる知識や能力を養成するため、業界共通の教育制度を運営しています。保険商品をお客さまにお届けする「生命保険募集人」に必要とされる知識を確認するための「一般課程試験」をはじめ、ファイナンシャルプランニングサービスに関する専門知識を養成する「専門課程試験」「応用課程試験」「生命保険大学課程試験」や、外貨建保険や変額保険の販売資格試験を運営しています。

その時代に合った知識習得のための制度となるよう、毎年のカリキュラムの見直しなどを通じて、制度の内容の充実を図っています。

継続教育制度

保険商品の説明や保険金・給付金の手続きを含めたアフターサービスなどを担う生命保険募集人の役割は重要であり、お客さまの特性や環境の変化に対応したきめ細やかなサービスが必要となります。

そこで「継続教育制度」を構築し、生命保険募集人がお客さま重視・法令遵守の視点を持ち続けていくために、コンプライアンス・説明責任・保険金支払いなどのアフターサービスといった教育を、原則すべての生命保険募集人に対して実施しています。



その他の教育（試験）制度

生命保険商品は、加入者間の公平性を守るため、ご契約時の健康状態の確認や、お支払い時の支払事由への該当性の判断が必要となることが一般的です。生命保険事業の公平な運営を担保するため、当協会では、ご契約の申込時に健康状態を確認する業務を行うことができる生命保険面接士の認定試験や、会員各社の支払査定担当者の業務能力の維持・向上を目的とした生命保険支払専門士試験を運営しています。

すべての生命保険募集人に対して、毎年継続教育制度に則った研修を実施しています

社会的規範を守るために

生命保険制度の悪用（モラルリスク）への対応

生命保険事業は、「相互扶助（=助け合い）」の仕組みに基づき公平に運営されることが肝要です。当協会では、様々な制度を運営し、モラルリスク（生命保険が不当な利益を得るために悪用されること）の防止に取組んでいます。会員各社は、当協会の制度を通じて他の生命保険会社などから提供される情報を必要に応じて参考し、契約の引き受けや保険金などの支払判断の参考にすることができます。

契約内容登録制度

複数の生命保険会社にまたがり短期間に集中して契約し、不正に保険金などを受け取ることを防止するため、契約内容を当協会に登録し、契約の引き受けや保険金などの支払判断の参考にしています。

支払査定時照会制度

保険金などのご請求があった場合、生命保険会社同士が必要に応じ、保険契約の内容について情報交換を行い、保険金などの支払判断の参考にしています。

特殊詐欺被害防止にむけて

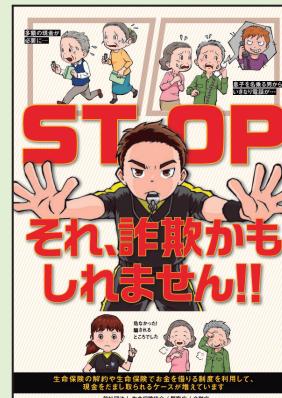
2024年は年間700億円を上回る被害総額となるなど、振り込め詐欺などの特殊詐欺が多発しており、近年では、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が全国的に急拡大しています。

当協会では、安心・安全な社会の実現につなげるため、警察庁および各都道府県警察本部と連携し、詐欺などの被害防止のため、以下の取組みを行っています。2025年2月には、全ての都道府県において警察本部との連携のもとに広報啓発を推進する仕組みが整いました。

- 特殊詐欺被害防止のための注意喚起チラシ・ポスターの作成（金融庁とも連携）
- 会員各社の営業職員や支社窓口担当者むけの講習会（研修会）の開催
- 全国の地方協会で特殊詐欺被害防止啓発チラシの配布、街頭PRなどの啓発活動
- 本部協会と警察庁、地方協会と都道府県警察本部との間での定期的な情報交換



街頭PRなどの啓発活動



特殊詐欺被害防止啓発チラシ



詐欺でできる防犯策の一例



社会的責任に基づく行動

生命保険業界とSDGs

生命保険会社は、生命保険を通じてお客様に安心を提供する「事業会社」、お客様からお預かりした保険料を原資に資産運用を行う「機関投資家」、双方の立場から、SDGs（持続可能な社会の実現）達成にむけ、様々な社会課題の解決にむけた取組みを行っています。



責任投融資とは？

持続可能な社会の実現と長期的な企業価値の向上を考慮した投融資のアプローチです。機関投資家は運用収益の確保だけではなく、SDGsの達成にむけて取組んでいます。

業界の取組全般の推進につなげるべく、当協会では、SDGsに係る重点取組項目を取りまとめ、当業界に期待される役割を明確化し、当業界のSDGsに係る取組みと併せて会員各社と共有しています。

重点取組項目と会員各社の取組事例

1. 持続可能な社会保障制度の構築にむけた貢献	・社会課題の解決に資する商品・サービスの提供
2. 金融リテラシー教育の推進	・消費者教育や金融保険教育・寄付講座の実施
3. 高齢者への対応を含む消費者目線に立った経営の推進	・アフターフォローの高度化、各種手続きの充実
4. 健康寿命延伸にむけた取組み	・健康増進をサポートする商品・サービスの提供
5. ESG投融資の推進	・再生可能エネルギー・海水淡化プロジェクトへの投融資
6. 気候変動問題をはじめとする環境問題への対応	・TCFD提言に沿った各種対応など
7. モラルリスク対策およびマネー・ローンダーリング等、反社会的勢力への対応	・反社会的勢力との関係遮断、マネロン等対策の高度化
8. コンプライアンスの推進と人材育成	・コンプライアンスに関する組織体制の構築、各種研修の実施
9. 持続可能な社会実現にむけたインフラ整備とデジタル化の推進	・サービス品質向上・イノベーション創出にむけた対応
10. ダイバーシティ&インクルージョンの推進	・女性活躍推進のための階層別研修、多様な働き方の推進
11. 人権に関する対応	・人権デューディリジェンス・LGBTへの理解促進などの取組み
12. 地域貢献に関する取組み	・寄付、子育て支援等を通じた社会貢献、自治体との連携

また、当協会内に「SDGs推進プロジェクトチーム」や「責任投融資推進ワーキンググループ」などを設置し、会員各社への情報提供や、SDGs達成にむけた取組状況に関するアンケートを実施し、取組事例を共有することなどを通して、会員各社の取組みのレベルアップを後押ししています。

SDGsリーフレット

一般消費者に当業界の持続可能な社会への貢献に係る取組みに関する理解を深めていただけるよう、「SDGsリーフレット」を作成し、公表しました。

本リーフレットでは、当業界や当協会がSDGsの達成にむけてどのような取組みを行っているのかわかりやすく解説しています。



SDGsリーフレット
はちら

https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/pdf/sdgsleaflet_01.pdf







また、SDGsリーフレットのほか、リーフレットの内容をより詳しく解説した「詳細版」を公表しています。SDGsの達成にむけた生命保険会社の取組事例や、こうした活動を後押しすべく当協会がこれまで実施してきた取組みについて紹介しています。



詳細版
はちら

https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/pdf/sdgsleaflet_02.pdf



地球環境等の課題解決に資するハンドブック

日本を含む世界各国で持続可能な社会の実現にむけた取組みが加速するなか、企業が対処すべき課題は多岐にわたり、気候変動・生物多様性といった地球環境に係る課題を中心に、人権・人的資本などの社会課題へと広がりをみせており、このような課題を体的に理解することは従来以上に難しくなってきています。

こうした状況をふまえ、会員各社の取組みを後押しすべく、当協会は2024年4月、国内外の動向などを集約し整理した「地球環境等の課題解決に資するハンドブック」^(*)を作成・公表しています。

(*) 地球環境等に係る課題を平易に解説した基礎編「ちきゅうのみらい」と、グローバルなイニシアティブの動向など、専門的なテーマを解説した応用編「持続可能な社会実現に向けた地球環境等ハンドブック」の2種類からなる

このうち「応用編」については、2025年2月、最新の動向を反映するとともに、新たに「情報開示」や「サステナブル ファイナンス」、「環境・社会インパクト」の章を新設して改訂しました。また、同ハンドブックの作成にあたって支援を受けた外部専門家を招いて、同ハンドブックに係る会員各社むけの勉強会を開催しました。



ハンドブック
はちら

<https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/global-environment/>







株式市場の活性化と持続可能な社会の実現にむけた機関投資家の役割発揮

生命保険会社は、長期安定資金の供給を行うことで、日本の経済成長などを後押しする役割を担ってきました。

一方、近年では、世界が気候変動に伴う自然災害や重大な人権侵害などの様々な社会課題に直面する中、資金提供者としての社会的役割を発揮しています。

当協会では、専門のワーキンググループを設け、会員各社によるスチュワードシップ活動や責任投融資の推進に係る積極的な取組みを後押しすることで、企業の持続的な成長（企業価値向上）にむけた取組みを促し、中長期的な株式価値の向上、ひいては株式市場の活性化と、持続可能な社会の実現につなげています。



株式市場の活性化／持続可能な社会の実現にむけた取組み
の詳細は[こちら](#)

[https://www.seiho.or.jp/
activity/sdgs/esg/](https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/esg/)



株式市場の活性化／持続可能な社会の実現

2017～

2024年12月公表

1974～

2025年4月公表

協働エンゲージメント

株主還元
の充実

資本コスト
や株価を
意識した
経営

ESG情報
の
開示充実

気候変動
の情報
開示充実

提言レポート

企業・投資家への
アンケートに基づく提言

WG参加各社の取組・態勢のレベルアップ

スチュワードシップ活動WG
(生命保険会社10社)

責任投融資推進WG
(生命保険会社21社)



協働エンゲージメントの実施

2017年度から、投資先企業との建設的な対話を通じた企業の持続的な成長にむけた取組みを推進するため、スチュワードシップ活動WGに参加する生命保険会社が協調して企業と対話する「協働エンゲージメント」を毎年実施しています。

建設的な対話のためには、投資家と企業の課題意識の共有と、投資家から企業に対する時代の要請を捉えた継続的な働きかけが重要です。このため、書簡により生命保険会社の課題意識を共有したうえで、対話を通じて具体的に説明することによって実効性の向上を図っています。

2024年度は、新たに「資本コストや株価を意識した経営にむけた対応の開示」を要望するなど、高度化を図りました。

協働エンゲージメントとは？

複数の機関投資家が、認識を共有できる点について連携して、投資先企業と持続的企業価値向上を目指した対話（エンゲージメント）を行うことです。

複数の投資家が連携して取組むことにより、企業に対する影響力が大きくなる他、投資家間で専門知識・スキルを共有できる、対話における業務負荷を投資家間で分散できるなどのメリットがあります。

企業価値向上にむけた提言活動

当協会では、1974年から50年以上にわたり、上場企業および機関投資家などに対して企業価値向上にむけた提言を行っています。

提言にあたり、企業・投資家にアンケート形式で「株式市場の活性化と持続可能な社会の実現」にむけた現在の活動内容や意識、今後の取組みを聴取し、その結果を取りまとめるとともに、企業と投資家の回答を比較

して双方の意識の違いを浮き彫りにすることで、両者の課題意識の共有を図っています。

2024年度は、東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」や企業（上場企業1,200社）・投資家（生命保険会社などの機関投資家170社）へのアンケート結果をふまえ、「経営目標／財務戦略」「ESG取組促進」などに関する提言を一部見直しました。

「Japan Weeks『資産運用立国とGXの実現』シンポジウム」への登壇

資産運用立国とGXの実現にむけて議論・発信することを目的として、2024年9月30日に開催された本イベントに協会長が登壇し、「資産運用立国の実現に向けた生命保険会社の役割」をテーマに講演を行いました。

当時は、生命保険事業を行う事業会社の立場から、様々なニーズに応じた金融商品の提供などによる「家計の安定的な資産形成」にむけた取組み、あるいは約400兆円の総資産を保有する責任ある機関投資家の立場から、エンゲージメントを含むスチュワードシップ活動を通じて投資先企業の持続的成長を促すといった「資産運用業・アセットオーナーシップ改革」にむけた取組みを紹介しました。

当協会は、今後も責任投融資やスチュワードシップ活動を通じて投融資先企業の企業価値向上を後押しするとともに、資産運用立国実現プランにおける金融・資本市場の活性化などへの貢献にむけた取組みを推進していきます。

保険業界のグローバル化への対応

国際的なルールの策定などへの積極的な関与

経済活動のグローバル化に伴い、国ごとに異なるルールを整合させるため、様々な国際機関にて国際的な監督、財務報告、サステナビリティ開示に係る基準などが議論されています。当協会では、保険事業の健全な発展にむけ、様々な場面で意見を発信しています。

また、国際基準への対応に関連して、IFRS財団主催の「統合思考・統合報告カンファレンス」において、協会長が「統合報告を活用したサステナビリティ開示に対する機関投資家の期待」をテーマに講演を行い、当業界の取組みについて情報発信を行っています。

GFIA（国際保険協会連盟）を通じての国際活動

GFIAは各地域の計40を超える保険協会から成り、国際基準の策定などに対して、民間の立場から意見発信や情報交換を行う重要な役割を担う団体です。

当協会は2012年のGFIA設立当初から執行委員として参画し、各保険協会と連携しながら、日本の保険業界の声を同団体の発信内容に乗せて国際社会に届けています。

国際活動についての情報発信

当協会の国際活動に関する情報発信強化を目的に、ホームページを改訂するとともに、英語版のXアカウントを開設し、国内外の幅広いステークホルダーに対する情報発信を行っています。



英語版Xアカウント はこちら

@LIAJ_JP
https://x.com/LIAJ_JP





ライフステージに応じた保険教育

生涯にわたって経済的に自立した豊かな生活を送るためには、ライフプランを描き、自身のニーズに合う金融商品・サービスを適切に選択できるよう、金融リテラシーの向上に取組むことが重要です。

当協会は、幅広い年代が生命保険や生活設計に関する理解を深められるよう支援する「全世代対応型パッケージ」を構築し、「金融・保険に関する学習情報サイト」を通じて、ライフプランの考え方や社会保障制度の仕組みなどを広く学べるコンテンツの提供などを行っています。2025年4月には、同サイト

のデザインを見直し、コンテンツを充実させるリニューアルを行い、より活用しやすくしました。

また、日本損害保険協会・生命保険文化センターと「保険教育に関する包括連携協定」を締結し、保険分野における金融リテラシー向上に協働して取組んでいます。本協定に基づき、2025年3月には、リスクに備えることの大切さやその手段である社会保険や民間保険について学べる、高校生を主な対象としたカードゲーム教材「ソナソナ～備える者たちに幸あれ～」が作成されました。

『全世代対応型パッケージ』

緑枠…生命保険協会合作
青枠…生命保険文化センター作

消費者をサポートする

講師派遣（オンライン講座や授業を収録した動画提供を含む）

学校教育用副教材

中学生作文コンクール

カードゲーム教材※

消費者むけ出版物

高齢者むけ情報冊子

学校教育教材

生命保険実学連続講座

動画コンテンツ

小学生 **中学生** **高校生** **大学生** **成人一般**

※カードゲーム教材「ソナソナ」は日本損害保険協会・生命保険文化センターの共作

CHECK! 金融・保険に関する学習情報サイト

はちら

<https://www.seiho.or.jp/edu/>

CHECK! 生命保険文化センターの諸活動

はちら

<https://www.jili.or.jp/>



第1章



第2章



第3章

社会的責任に基づく行動

生命保険実学連続講座（大学生むけ）

保険分野における金融リテラシー向上に寄与するため、2012年より全国各地の大学で、生命保険に関する実学連続講座を開いています。生活上の様々なリスクを知り、それらのリスクから私達を守る社会保障制度の基礎を理解したうえで、各々の人生に合わせた生活設計ができるようになることが講座の目標です。加えて、社会の変化に応じた企業経営の最前線の話や、グループディスカッションも織り交ぜながら、大学・学生の要望もふまえてバランスの良い講義となるよう工夫しています。2024年度は44の大学で約4,000名の学生が受講しており、近い将来、社会に巣立つ大学生がリスク管理能力を身に付け、より自分らしい人生を送るための一助となればと考えています。

講義テーマ例（全15回）

- 1 オリエンテーション・生命保険総論
- 2・3 生活設計とリスク管理
- 4・5 公的保障と生命保険（死亡・医療・老後・介護）
- 6 生命保険と税金
- 7 生命保険契約の引受・仕組
- 8 生命保険と運用
- 9 生命保険商品の変遷・動向
- 10 生命保険に関する調査
- 11 グループディスカッション
- 12・13 震災対応・トラブル対応
- 14 生命保険会社の組織・業務
- 15 隣接業界（損害保険、少額短期保険、共済など）



TOPICS!

自助の日

当協会は、5月28日を記念日「自助の日」としています。自分らしく豊かな人生を送るためにどうすればよいかを考える日です。

長い人生を豊かなものにするためには、自分自身の状況や価値観に応じて、ライフプランを描き、健康増進や資産形成、リスクへの備えについて学び、行動に移していくことが大切です。

5月28日は、4つ葉のクローバーよりも葉の数が1枚多い5つ葉（「いつづば」、意味は下図ご参照）の語呂に由来しています。入学や転職など、人生の転機が重なる春先や年度始を経たこの時期がライフプランを見直すタイミングとしても適しており、この日をきっかけとして、より多くの方がご自身のライフプランなどに向き合っていただけるようになれば幸いです。

いつづば
5月28日は
自助の日



いつづば
5つ葉は、希望、知恵、財運、健康、愛の
意味が込められています。

希望を描く
ライフプラン

人生を歩む
知恵

自分らしく
生きるための
資産形成

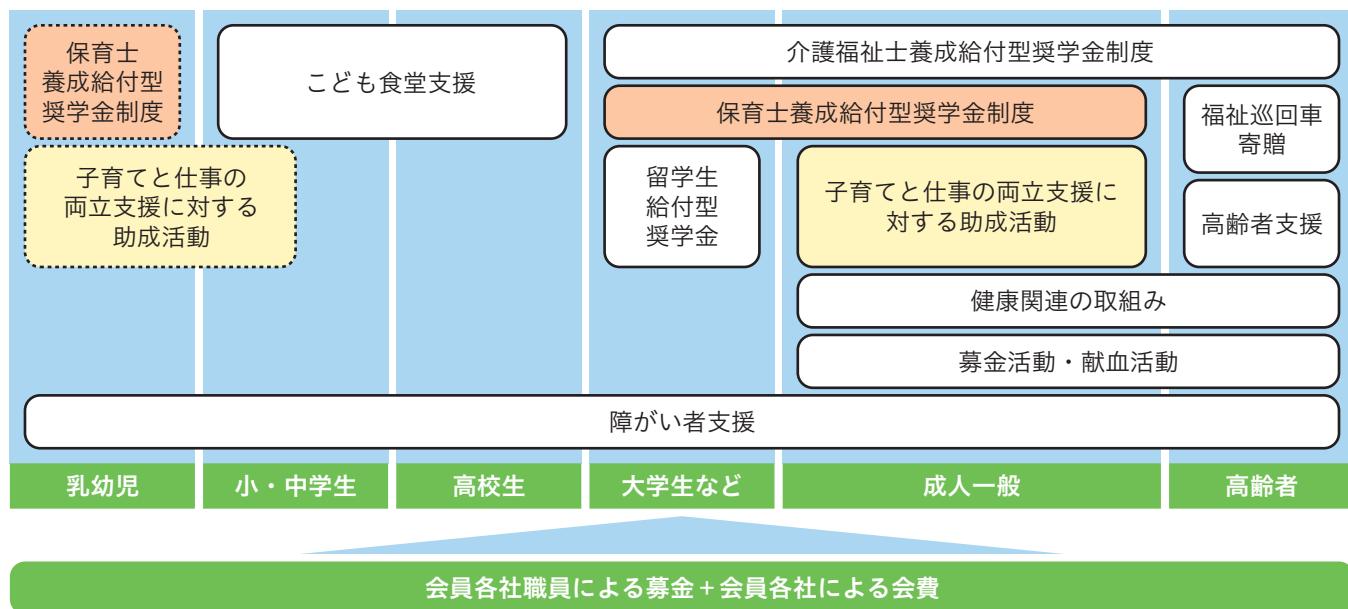
病気や事故による
健康

愛を形にする
保険



社会貢献活動

生命保険事業は、契約者をはじめとする国民からの理解や信頼のもとに成り立っています。当協会は、人々の生活と社会福祉の向上に貢献するため、全世代にむけた幅広い社会貢献活動に全国で取組んでいます。



活動内容は定期的に振り返り・見直しを行い、時代によって変化していく様々な社会課題に対応した活動を目指しています。

子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

- ✓ 保育施設・放課後児童クラブへ資金助成（上限20万円）
- ✓ 活動開始以降、累計1,255施設に2億6,400万円の助成を実施

子育てと仕事を両立できる環境の整備にむけ、保育施設・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上を目指し、2014年度より事業に必要な設備などの整備や備品の購入などに係る費用に対する資金助成をしています。

2024年度は1,013施設から応募いただき、全47都道府県の計150施設に助成しました。



助成施設の声／

「いざというとき」にこどもたちを守れる準備を

ひばり学級では、近隣地域での地震発生を契機とした防災意識の高まりから、いただいた助成金で安全ヘルメットを購入しました。お預かりするこどもたちを落下物から守る大変重要なアイテムだと思い、軽量かつ絞り紐で調節できる扱いやすいタイプを選びました。早速3月11日に合わせた訓練時に活用したところ、今までよりも緊張感を持って、全てのこどもたちが抵抗なく着用し訓練に取組んでくれました。保護者の間でも「防災対策までしてくれてありがたい」とのお声をいただくことができ、今後も着用する機会を増やして防災意識の啓発に繋げていきたいです。



ひばり学級さま



介護福祉士・保育士養成給付型奨学金制度

- ✓ 資格取得を目指す学生に返済義務のない奨学金を支給（年間24万円・1年間）

超高齢社会における介護の担い手育成を目的として、介護福祉士制度が創設された1989年から奨学金を支給し、介護福祉施設などの活躍を目指す学生を応援しています。

2024年度は170名の学生に奨学金を支給しました。

卒業後の奨学生は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護福祉の第一線で活躍しています。



函館大谷短期大学
Nさん

介護福祉士 奨学生の声／

将来の材人育成にも貢献したい

自分の父にもいつか介護が必要になるのではと思い介護福祉士を目指しましたが、奨学金制度により金銭的な不安も軽減され、介護を行うための専門的な知識や技術、利用者とのコミュニケーションを学び、充実した日々を過ごすことができました。初めてのことに戸惑うことが多かったですが、現場実習では笑顔や「ありがとう」などの言葉がうれしく、介護技術が高まる 것을実感できました。

2年間の学習を忘れず、利用者やその家族とのラポール（信頼）を形成し必要とされるような人材を目指します。そして将来的には、これからの人材育成にも貢献できる介護福祉士になりたいです。



沖縄アカデミー専門学校
Uさん



保育士 奨学生の声／

一人一人に寄り添うことができる保育者に

中学生の時からの保育者になる夢が叶うことをとてもうれしく思います。2年間の授業を通して、うまくいかないことも多くありましたが、実際に子どもたちと関わり保育教諭になるための大切なことをたくさん学んできました。

この2年間で学んだことを活かして、子ども一人一人に寄り添うことができ、小さな成長にも気づき一緒に喜べるような素敵なお保育教諭になるために春から頑張りたいと思います。

また、保育人材の育成を応援するため、2017年度より保育士養成を目的とした制度も開始しています。

2024年度は116名の学生に奨学金を支給しました。

卒業後は多くの方が保育の専門職として活躍しています。

生命保険協会留学生給付型奨学金事業

- ✓ アジア地域からの私費留学生に返済義務のない奨学金を支給（年間120万円・2年間）
- ✓ 延べ14か国428名に支給

国際的な社会貢献・国際交流のため、1990年度に「外国人私費留学生奨学金制度」を発足させ、アジア地域からの私費留学生に奨学金を支給してきました。2014年度以降は公益財団法人日本国際教育支援協会の協力を得て運営しており、2024年度は7名の学生に奨学金を支給しました。

卒業後は多くの方が日本での留学経験を活かし、日本とアジアの架け橋となって活躍しています。



奨学生の声／

日本で学び、誰もが平等に過ごせる社会にしたい

10年以上日本で働いている叔父から話を聞き、幼い頃から日本で勉強し働くことに憧れていました。留学費用を工面するためアルバイトを掛け持ちしていましたが、貴会の奨学金のおかげで充実した留学生活を送ることができました。

大学では「社会問題と不平等」をテーマに研究しています。性別や生まれ育った環境などを背景とした雇用における社会的格差について深く研究し、声を上げることができない人々のため平等な社会形成の一助になりたいと考えています。



立命館アジア太平洋大学
Zさん



地方CR活動

各都道府県には、地域における生命保険事業の健全な発展を目的に活動する地方協会があります。各地方協会では1991年から、会員各社の職員が協力しあって地域との良好な関係づくりを目指す「地方CR（コミュニティ・リレーションズ）活動」に取組み、住み良い社会環境づくりに貢献しています。募金活動、福祉巡回車の寄贈、献血活動、障がい者・高齢者・こども食堂への支援など、各地域の実情をふまえた活動を実施しています。

ここでは2024年度（2024年4月～2025年3月）の地方CR活動の内容を紹介しています。

募金活動



会員会社の職員などによる募金を実施し、集まった資金をもとに、地域のニーズや環境に応じて、様々な活動の支援などを行っています。



募金額
総額 **1億** 円以上 **54** 協会で実施

福祉巡回車の寄贈



在宅介護サービスなどに活用する福祉巡回車を市町村社会福祉協議会などに寄贈しています。



寄付総数
63台 **45** 協会で実施

献血活動



血液不足を解消するため、会員各社の職員が主体となって献血活動を実施しています。



参加人数
約 **1.7万人** **45** 協会で実施

健康関連の取組み



ウォーキングやマラソン大会への協賛などを実施しています。



岡山県協会(ウォーキングイベントへの協賛)
青森県協会（血圧計の寄贈）

[障がい者支援]



52 協会で実施

障がいのある方々の支援団体などへ物品寄贈や資金助成をしています。



[高齢者支援]



27 協会で実施

高齢者が運営主体の団体や、高齢者を対象としている支援団体などへ物品寄贈や資金助成をしています。



[こども食堂支援]



50 協会で実施

こども食堂やこども食堂関連団体などへ資金助成をしています。



[その他の活動]

その他、災害支援や特殊詐欺被害防止の啓発活動、情報提供活動などの様々な活動を実施しています。



愛媛県協会(特殊詐欺被害防止の啓発活動)



宮城県協会(絵本の寄贈:子育て支援)



石川県協会(コミュニケーションロボットの進呈)

当協会のホームページでは、お住まいの地域にある地方協会の活動内容を紹介しています。その他、会員各社の地域貢献活動についても紹介しています。



地方CR活動の詳細・
会員各社の取組み
はこちら

[https://www.
seiho.or.jp/
activity/social/cr/](https://www.seiho.or.jp/activity/social/cr/)





災害など発生時のお客さまに寄り添った対応

会員各社は、自然災害などにより災害救助法が適用される場合や、新型インフルエンザなどの感染症が国内感染期に移行した場合に、「保険料払込猶予期間の延長」「保険金などの請求に係る必要書類を一部省略することによる簡易支払い」といった特別取扱いを実施します。これにより、災害などの不測の事態に直面する中でも必要な保障を継続いただくことができ、また保険金などを簡易迅速にお受け取りいただけます。

また、当協会は、災害時における生命保険契約照会制度の実施（⇒12ページ）や、生命保険会社の各種取扱いに関するお知らせなど、被災された

お客さまに対する情報提供を行っています。

近年でも、令和6年能登半島地震の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時には、これらの特別取扱いの実施や各種情報提供などにより、みなさまに一日も早くご安心いただけるよう、業界一丸となってお客さまに寄り添った対応を行いました。

当協会では、大規模災害時などにおいても、生命保険事業の社会的責任を果たせるよう、事業を継続できる態勢を整え、会員各社による対応を支援しています。

心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

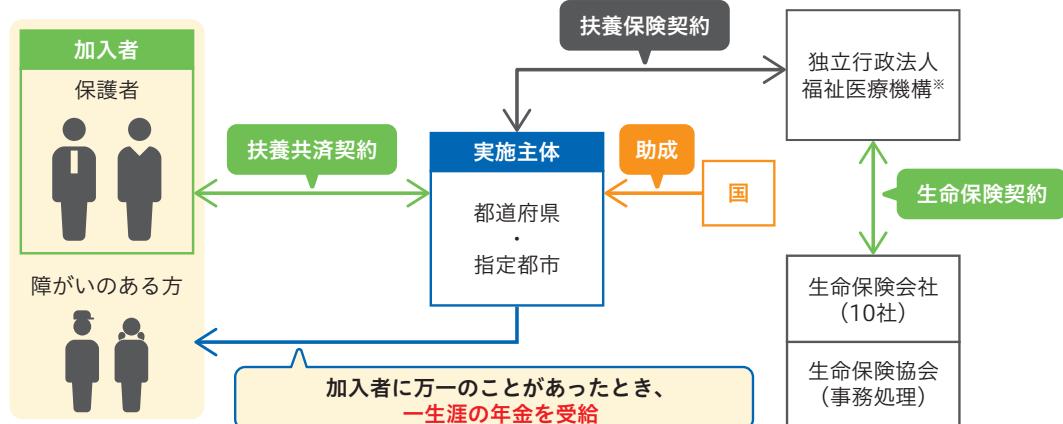
心身に障がいのある方を扶養している保護者が、毎月掛金を納付することにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあった場合に、障がいのある方に対して一生涯年金が支給される任意加入の制度です。

本制度は、保護者が障がいのある方の将来に対して抱く不安の軽減を図ることを目的として、保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づき1966

年に初めて制度化され、現在では全国の地方公共団体が運営しています。

運営にあたっては、本制度の社会的意義に鑑み、生命保険会社10社が共同で保険契約を引き受けるとともに、当協会が本制度に係る事務処理を担っています。2024年度は約1,600名が年金の受給を開始し、生活の支えとしてお役立ていただいています。

心身障害者扶養共済制度の仕組み



*機関は信託銀行との間で金銭信託契約を締結しています

生命保険相談所一覧

【ご相談受付時間】…9：00～17：00（土・日曜、祝日および年末年始を除く）（2025年6月現在）

生命保険相談室：東京 Tel.03-3286-2648 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（当協会内）

【連絡所】…訪問される場合は、事前にお電話ください。

札幌・苫小牧 Tel.011-222-1388

〒060-0002 札幌市中央区北2条西3丁目1-16 太陽生命ひまわり札幌ビル6階

函館 Tel.0138-54-0292

〒040-0001 函館市五稜郭町1-14 五稜郭114ビル8階

旭川・北見 Tel.0166-25-5166

〒070-0031 旭川市1条通9-50-3 旭川緑橋通第一生命ビル5階

釧路・帯広 Tel.0154-22-6027

〒085-0014 釧路市末広町9-2-5 ブリック釧路末広町6階

青森県 Tel.017-776-1348

〒030-0862 青森市古川2-20-6 AQUA古川2丁目ビル4階

岩手県 Tel.019-653-1726

〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル6階

宮城県 Tel.022-224-3221

〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命仙台勾当台西ビル3階

秋田県 Tel.018-865-0016

〒010-0951 秋田市山王3-1-12 太陽生命秋田ビル6階

山形県 Tel.023-631-1694

〒990-0031 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル7階

福島県 Tel.024-922-2863

〒963-8002 郡山市駅前2-10-15 三共郡山ビル北館8階

茨城県 Tel.029-227-3932

〒310-0062 水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル4階

栃木県 Tel.028-636-2437

〒320-0811 宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル7階

群馬県 Tel.027-223-2802

〒371-0023 前橋市本町2-14-8 新生情報ビル5階

埼玉県 Tel.048-644-5001

〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 大宮フコク生命ビル8階

千葉県 Tel.043-225-6467

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル6階

神奈川県 Tel.045-641-6998

〒231-0012 横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル10階

新潟県 Tel.025-245-8981

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命新潟駅前ビル8階

山梨県 Tel.055-228-7565

〒400-0031 甲府市丸の内2-30-3 甲府丸の内ビル5階

長野県 Tel.0263-35-8132

〒390-0874 松本市大手3-4-5 明治安田生命松本大手ビル7階

富山県 Tel.076-433-7352

〒930-0005 富山市新桜町4-28 朝日生命富山ビル4階

石川県 Tel.076-231-1945

〒920-0919 金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル2階

福井県 Tel.0776-25-0107

〒910-0005 福井市大手3-2-1 福井ビル4階

岐阜県 Tel.058-263-7547

〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階

静岡県 Tel.054-253-5712

〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 静岡フコク生命ビル7階

愛知県 Tel.052-971-5233

〒460-0004 名古屋市中区新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル6階

三重県 Tel.059-225-7439

〒514-0009 津市羽所町375 百五・明治安田ビル8階

滋賀県 Tel.077-525-6677

〒520-0056 大津市末広町1-1 日本生命大津ビル8階

京都府 Tel.075-255-0891

〒600-8492 京都市下京区四条通新町東入ル月鉢町62 住友生命京都ビル6階

大阪府 Tel.06-4708-5132

〒541-0042 大阪市中央区今橋3-2-20 洪庵日生ビル4階

兵庫県 Tel.078-332-6269

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル7階

奈良県 Tel.0742-26-1851

〒630-8241 奈良市高天町10-1 T.T.ビル2階

和歌山県 Tel.073-432-1936

〒640-8157 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル8階

鳥取県 Tel.0857-24-3523

〒680-0822 鳥取市今町2-251 日本生命鳥取駅前ビル5階

島根県 Tel.0852-24-7229

〒690-0007 松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル6階

岡山県 Tel.086-225-6681

〒700-0023 岡山市北区駅前町1-9-15 明治安田生命岡山ビル6階

広島県 Tel.082-223-4331

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス2階

山口県 Tel.083-223-1476

〒750-0012 下関市観音崎町11-6 朝日生命下関ビル1階

徳島県 Tel.088-654-4009

〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル10階

香川県 Tel.087-821-2659

〒760-0017 高松市番町1-7-5 明治安田生命高松ビル4階

愛媛県 Tel.089-946-3583

〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル6階

高知県 Tel.088-873-3304

〒780-0870 高知市本町2-2-34 明治安田生命高知ビル8階

福岡 Tel.092-715-1875

〒810-0001 福岡市中央区天神1-6-8 天神ツインビル12階

北九州 Tel.093-531-8760

〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2 小倉第一生命ビル2階

佐賀県 Tel.0952-24-2082

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル8階

長崎県 Tel.095-827-4459

〒850-0032 長崎市興善町2-21 明治安田生命長崎興善町ビル9階

熊本県 Tel.096-324-1871

〒860-0803 熊本市中央区新市街11-18 熊本第一生命ビル9階

大分県 Tel.097-534-2130

〒870-0035 大分市中央町1-1-5 大分第一生命ビル3階

宮崎県 Tel.0985-28-7335

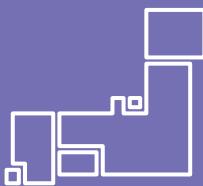
〒880-0806 宮崎市広島1-18-13 宮崎第一生命ビル新館6階

鹿児島県 Tel.099-223-6027

〒892-0844 鹿児島市山之口町12-14 甲南アセット鹿児島天文館ビル4階

沖縄県 Tel.098-862-1771

〒900-0015 那霸市久茂地1-12-12 ニッセイ那霸センタービル4階



地域社会に根差した活動

当協会は、全都道府県に計54の地方協会を設置しています。

各地方協会は、その地方に拠点をおいて事業を展開している生命保険会社によって構成されており、その所在する地方の名前を冠した地方協会(○○生命保険協会)として、それぞれ協会長や副会長、役員を選任し、自ら主体的にその運営を行っています。

よって、当協会(本部協会)と連携した事業・活動のみならず、その地域の状況や特性などをふまえた独自の事業・活動も展開しています。会員各社の職員が協力し合うのはもちろんのこと、行政や団体などとも適宜連携しながら、地域に根差した様々な活動を通じて、地域社会に貢献しています。



ふれあい乗馬会（社会貢献活動）



献血活動



特殊詐欺防止活動



医療支援団体へ寄付

1 地域との良好な関係づくりを目指す「地方CR(コミュニティ・リレーションズ)活動」を実施しています。地域社会の課題や悩みに向き合い、会員各社の役職員からの募金による寄贈・助成や各種ボランティア活動、また奨学生や助成先との交流など、顔の見える活動を行っています。

2 地元警察、暴力追放運動推進センターなどと連携し、反社会的勢力との関係遮断の推進や、特殊詐欺の被害防止にむけた地域の方へのチラシ配布などの啓発活動に取組んでいます。

3 地域の消費者行政・消費者団体、マスコミ関係者との定期的な意見交換などを通じ、ご意見を収集する(9ページ参照)ほか、生命保険事業に対するご理解を得られるよう業界の取組みなどについての情報提供を行っています。いただいた貴重なご意見は、会員各社の本社にフィードバックされるほか、地元の会員各社の業務改善にも直接活かされています。

地域における

1 社会貢献活動 (地方CR活動)

→ 詳細は30、31ページ参照

2 地域の 安全・安心のための活動

→ 詳細は21ページ参照

3 生命保険事業へのご意見 収集とご理解の促進

→ 詳細は9、13、14ページ参照



主な活動内容例

**4 相談苦情対応
(生命保険相談所連絡所)**
→詳細は10、11ページ参照

**5 生命保険に関する
教育活動**
→詳細は26、27ページ参照



4 生命保険相談所の連絡所として、専門知識を有した相談員が中立・公正な立場で、地域のみなさまからの相談・苦情をお受けしています。全国各地での相談希望への対応に加え、裁定審査会におけるヒアリングの場としても利用者の利便性を高める役割を果たしています。

5 生命保険事業に関する理解促進および金融(保険)リテラシー教育の一翼を担うことを目的として、全国各地の大学において「生命保険実学連続講座」(詳細は27ページ参照)を実施しています。地元の地方事務局長が主たる講師として豊富な実務経験をふまえた授業を行っており、時には学生から社会人の先輩として相談を受けて親身に話を聴くなどしながら、真摯に講義運営を行っています。





一般社団法人
 生命保険協会

〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3階

TEL:03-3286-2645
URL:<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険協会

検索

